

Q 残業時間を 15 分単位で処理できるか

A 質問のような計算方法は、労働基準法第 24 条で規定している賃金の「全額払い」に抵触するものと考えられます。

全額払いとは、文字どおり、労働の対価である賃金の全額の支払いを要するというので、これを残業についてみれば、たとえ残業時間が 5 分であろうと 10 分であろうと、それに見合った賃金の支払いが必要ということになります。

しかし、残業の割増賃金を支払う場合、分単位まで計算して支払うには、相当な事務手続きを要し、現実的にかなり難しい面があります。

そうしたことを考慮して、全額払いの原則に係る例外的扱いとして、次のような方法による割増賃金計算における端数処理については、違法とは取り扱わないとする行政解釈を示しています（昭 63.3.14 基発第 150 号）。

- (1) 1 ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の合計に 1 時間未満の端数がある場合に、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げること
- (2) 1 時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50 銭未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 円に切り上げること
- (3) 1 ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額
質問の計算方法は、端数は常に切り捨てるだけで、このような端数処理は常に労働者に不利益に作用することとなり、労働基準法に抵触するものと考えられます。